

介護老人福祉施設市原寮 重要事項説明書

当施設は京都市長の指定を受けた介護保険法指定介護老人福祉施設です。

(指定事業者番号: 京都府 第2670600010号)

当施設はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。当施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご不明な点がございましたらお尋ね下さい。

1. 当施設が提供するサービスについての相談窓口

電話 (075) 741-2102 (午前9:00～午後6:00)

担当 担当 生活相談員 波多野 睦代、田中 説子

2. 事業者

- (1) 法人名 社会福祉法人市原寮
- (2) 所在地 京都市左京区静海市原町1278番地
- (3) 電話番号 (075) 741-2102
- (4) 代表者名 理事長 森 京子

3. 施設の概要

- (1) 施設の種類 指定介護老人福祉施設
- (2) 施設の目的 当施設は介護保険法の趣旨に従い、施設サービス計画に基づき、入居者が可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入浴、排泄、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与、その他の日常生活上の世話、健康管理及び療養上の世話を行うことにより、入居している者がその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるようにすることを目的とします。
- (3) 施設の名称 介護老人福祉施設市原寮
- (4) 施設の所在地 京都市左京区静海市原町1278番地
- (5) 電話番号 (075) 741-2102 / FAX (075) 741-2633
- (6) 施設長 洞林 孝之
- (7) 開設年月日 平成12年4月1日
- (8) 介護保険指定番号 指定京都府 2670600010号
- (9) 事業所指定有効期間 令和2年4月1日から令和8年3月31日
- (10) 第三者評価の実施状況 令和5年3月13日 (評価機関: 特定非営利活動法人 カロア)
結果を掲示、ホームページで公表
- (11) 施設の運営方針
 - ① 入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等、入居者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を行います。
 - ② 当施設では、入居者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として入居者に対し身体拘束を行いません。緊急止むを得ず身体拘束を

- ③ 行う場合については、入居者及び、家族に説明し同意を得た上で「認知症ケア及び、身体拘束廃止委員会（身体拘束廃止委員会）」を設置し、検討致します。
- ④ 医師が一般的に認められている医学的見地に基づき、回復の見込みがないと判断した場合は入居者及びその家族の希望により、全部署の職員が施設生活における看取り介護について意識を統一し「生きる喜び 明日への希望」を持ち続け、最期までその人らしい人生を送れるように、援助の方向性を検討し、実施します。
- ⑤ 当施設では、介護老人福祉施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービスと連携するように努めます。
- ⑥ 当施設では、明るく家庭的な雰囲気を重視し、入居者が「生きる喜び」と「明日への希望」を持って過ごすことができるようサービス提供に努めます。
- ⑦ サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族に対して介護上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに、入居者の同意を得て実施するよう努めます。
- ⑧ 介護の提供において、自らの提供するサービス援助の質の評価を行い、常にその改善に努めます。
- ⑨ 常に衛生管理に留意し、感染症及び食中毒の発生・蔓延を防ぐ為、施設及び使用する物の清潔を保ち、定期的に感染症対策委員会を行い、感染症の発生が疑われる際には、「市原寮感染管理対応マニュアル」に基づき対応致します。
- ⑩ 高齢者の権利が侵害される、又は生命や健康、生活が損なわれるような事態が予測されるなど、支援が必要な場合には、高齢者虐待防止法の取扱いに準じて、必要な援助を行うものとすると共に、人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行い、又従業員に対して研修等の措置を講じるものとする。
- ⑪ 職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であつて、業務上必要且つ相当な範囲を超えたものにより、職員の就業環境が害される事を防止するための必要な措置を講じるものとする。また、利用者及び家族等の関係者による暴力・暴言、過剰または不合理な要求、合理的範囲を超える時間的・場所的拘束、その他ハラスメント行為により、職員の就業環境が害されることを防止するための必要な措置を講じるものとする。

（１２）営業日及び営業時間

当施設の営業日及び営業時間は、社会福祉法人市原寮就業規則等に準じて次の通り定めます。

- ① 営業日は毎日とします。ただし庶務・会計経理業務は、土曜日、日曜日、１２月２９日、３０日、３１日、１月１日、１月２日、１月３日は休日とします。
- ② 受付時間は、午前９時から午後６時までとします。

（１３）利用者定員

- ① 当施設の入居定員は９４人とします。
- ② 施設の居室に短期間の空室がある場合は、同意を得た上でその居室を短期入所生活介護事業の用に供することがあります。

４．従業員の職種、員数

当施設の従事者の職種、員数は次の通りであり、必置数については法令の定めるところによりま

す。

- (1) 管理者 常勤1人
- (2) 医師 1人以上
- (3) 看護職員 常勤換算方法で3人以上
- (4) 介護職員 常勤換算方法で合計30.4人以上
- (5) 生活相談員 常勤1人以上
- (6) 管理栄養士 常勤1人以上
- (7) 介護支援専門員 常勤1人以上
- (8) 事務員、調理員その他の職員数 事業所の実情に応じた適当数
- (9) 機能訓練指導員 1人以上

5. サービスの概要

(1) サービスの方法及び内容は次の通りです。

- ① 食事……当施設では管理栄養士の立てる献立と、栄養ケアマネジメント計画の作成・実行により、栄養並びに入居者の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。
- ② 入浴……原則として週に2回以上入浴（一般浴、機械浴）又は清拭を行います。
- ③ 排泄……自立を促すため、入居者の状況に合わせた介助を行います。
- ④ 離床・着替え・整容、口腔ケア等の日常生活上の援助を行います。
- ⑤ 褥瘡が発生しないよう適切な介護を行います。
- ⑥ 生活援助の課題分析には、包括的自立支援プログラム等を用います。
- ⑦ 日常生活上の悩みごとの相談に対応します。
- ⑧ 教養娯楽設備を備え、レクリエーション行事を促します。

【年間行事】

4月	5月	6月	7月	8月	9月
	端午の節句	のど自慢大会			敬老会
10月	11月	12月	1月	2月	3月
	市原寮祭り	もちつき	迎春祝い		桃の節句
7:30 9:30 12:00 14:00 17:30 19:30 21:00					
朝食 自由時間 昼食 自由時間 夕食 就寝					

- ⑨ 介護用品の提供や貸与、行政機関への手続き代行等を行います。
- ⑩ 日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止する為の訓練を行います。
- ⑪ 行政機関へ手続きする事が困難な場合は、同意を得た上で代わって手続きをします。

(2) 施設サービス計画

入居者に対し、入居者及びその家族の希望並びに生活全般の解決すべき課題に基づいて、援助

の目標、当該目標を達成するための具体的なサービス援助内容及び援助する上で注意すべき事柄等を記載した施設サービス計画原案をつくり、入居者等にその内容を説明して同意を得て施設サービス計画書を作成し交付します。

6. 利用料

利用料及びその他の費用は、次の通り定めます。（具体的な料金については、別表１～３を参照下さい。）

（１）保険給付の自己負担額

介護報酬の請求、受領につきましては法定代理受領により、当施設にその権限を委任して頂きます。

（２）当施設が定める食事費用及び、居住費

（３）利用者が選定する次の費用は、利用者の負担とします。

- ① 間食の費用、栄養強化食品の費用
- ② 理容、美容代
- ③ 施設で洗濯出来ない特別な衣料を業者に依頼したときのクリーニング代
- ④ 有価証券、金品の管理等を施設に委任する費用
- ⑤ 個人で使用する電気代
- ⑥ クラブ費
- ⑦ 喫茶利用料
- ⑧ アロマセラピー利用料
- ⑨ 預かり品処分料
- ⑩ その他利用者の個人的な買物、レクリエーション行事参加費等

（４）支払方法は、原則として金融機関からの一括引き落としとします。お支払頂きますと領収書を発行します。

7. 入退居

（１）入居

- ① 当施設への入所申込者に被保険者証の提示を求め、被保険者資格、要介護認定を受けているか否かを確認し、次項に該当する者について入居を承認致します。ただし、入所申込者が要介護認定申請を行っていない場合は、速やかに当該申請が行われるよう援助します。又入所申込者等の要介護認定の更新申請については有効期間内に行われるよう援助します。
- ② 介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、指定介護福祉施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入所申込者を優先的に入居出来るよう努めます。
- ③ 入所申込者に「かかりつけ医」の意見書等の提出を求め、看護職員及び介護職員が心身の状況、病歴、生活歴等を把握し、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ居宅において介護を受けることの困難な者について、介護老人福祉施設市原寮 入所者選考規程に基づき協議の上、入居を開始します。
- ④ 入所申込者が感染症疾病である場合、その他入所申込者に対し市原寮では適切な便宜を提供することが困難である場合には、医師の判断により適切な病院若しくは診療所又は老人

保健施設を紹介する等の対応をします。

- ⑤ 施設への入居対象者は要介護度 3 から 5 と認定された方、又は、要介護度 1 又は 2 と認定された方で特例入所の要件に該当する方を対象とします。

(2) 退居

- ① 次の場合は退居とします。

(ア) 死亡の場合

(イ) 入居者又は、その家族から申し出があった場合

(ウ) 医療機関への入院が 3 ヶ月を超えて治療などを必要とする場合

(エ) 居宅において日常生活が営める状態となり、自宅等で生活するようになった場合

(オ) その他「第 8 項・留意事項」に定める事項を守らない場合

(カ) 3 ヶ月以上利用料を滞納した場合

(キ) 入居時に要介護度 3 以上であった方が入居後要介護度 1 又は 2 に変更になり、特例入所の要件に該当しない場合

- ② 入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる場合は、その者の円滑な退所のために必要な援助をします。

- ③ 退所に際しては、居宅介護支援事業者に連絡すると共に、退所後の日常生活について保健医療及び福祉関係者と連携をはかり対応します。

(3) 入退居の記録

入居及び退居に際しては、介護保険被保険者証に必要事項を記載します。

8. 留意事項

入居者又はその家族は次のことを守って下さい。

- (1) 面会はおおむね午前 9 時から午後 8 時までとします。
- (2) 消灯時間は原則として午後 9 時とします。
- (3) 外出・外泊は届出を必要とします。
- (4) 飲酒・喫煙は所定の場所で行って下さい。
- (5) 火気の取扱いには十分に注意して下さい。
- (6) 設備・備品等を移動したり破損したりしないで下さい。
- (7) 金銭・貴重品の管理は十分に注意して下さい。
- (8) 外出時等の施設外での医療機関などへの通院は可能とします。
- (9) 宗教的扇動、政治的扇動は禁止します。
- (10) ペットの持ち込みは禁止します。
- (11) 他利用者への迷惑行為は禁止します。

9. 事故発生・再発防止のための措置

- (1) サービスの提供により事故が発生した場合は、京都市その他市町村、利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとします。また賠償すべき事故が発生した場合は、出来る限り速やかに損害賠償を行います。
- (2) 入居者に対するサービスの提供により事故が発生しないよう、予防の為の対策を検討する委員

会を定期的を開催するとともに、その結果について介護職員、その他の従業者に周知徹底を図ります。又、事故防止のための職員研修を定期的に行います。

10. 賠償責任

介護支援等により入居者に損害を与えた場合で、市原寮に責任がある場合は速やかに賠償します。

11. 被害請求

入居者が故意又は過失により当施設の建物、設備及び備品等を破損した場合は、その被害の弁済を求めることがあります。

12. 苦情解決

(1) サービスに対する苦情やご意見、利用料のお支払いや手続きなどサービス利用に関するご相談は以下の窓口で受け付けます。

お客様相談係	担当：介護老人福祉施設市原寮 相談員 担当者不在の場合はその旨お伝えいただければ対応させていただきます。
--------	---

受付時間	月～金曜日 9：00～18：00
------	------------------

電話番号	075-741-2102
------	--------------

苦情解決責任者	洞林 孝之
---------	-------

(2) 本事業所では第三者委員を選任し、地域住民の立場から本事業所のサービスに対するご意見をいただいています。入居者は本事業所への苦情やご意見を「第三者委員」に相談することも出来ます。

第三者委員	福本 隆治氏
-------	--------

受付時間	月曜日 9：00～12：00
------	----------------

電話番号	075-741-2648
------	--------------

第三者委員	亀山 政臣氏
-------	--------

受付時間	月曜日 13：00～15：00
------	-----------------

電話番号	090-1598-9947
------	---------------

(3) また、苦情内容によっては、行政窓口をご紹介する等対応させていただきます。

京都市左京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間	月～金曜日 8：30～17：00
------	------------------

電話番号	075-702-1071
------	--------------

京都市北区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間	月～金曜日 8：30～17：00
------	------------------

電話番号 075-432-1366

京都市上京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-441-5107

京都市中京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-812-2566

京都市東山区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-561-9191

京都市山科区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-592-3290

京都市下京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-371-7228

京都市南区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-681-3296

京都市右京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-861-1430

京都市西京区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-381-7638

京都市伏見区役所保健福祉センター健康長寿推進課

受付時間 月～金曜日 8:30～17:00

電話番号 075-611-2279

京都府国民健康保険団体連合会

受付時間	月～金曜日 9：00～17：00
電話番号	075-354-9090

13. 秘密保持

当施設の従業者は、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者等の秘密が漏れないよう厳格に取り扱い、秘密を守ります。又、当施設は、従業者であった者が正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者等の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じます。

14. 個人情報の保護

サービス担当者会議及び、介護保険事務等に於いて情報提供を行う場合や、介護サービスに必要な氏名の記載等について、「市原寮個人情報保護規程」に基づき、対応致します。

15. 協力医療機関

当施設の協力医療機関・病院は、はなせ診療所、西陣病院、洛陽病院、堀川病院、静市診療所、京都鞍馬口医療センター、京都からすま病院、北山病院、第二北山病院です。

16. 金品の管理及び金銭の出納

貴重品、金銭の保管についての申し出ある場合は、市原寮での保管の可能な範囲において保管を受託します。金品の出納について委任の申し出ある場合は、有償にて委任をお受けします。

17. 利用料の減免

(1) 当施設では京都市からの助成を受けて入居者の負担金の一部を減免する申請を行います。その対象者は下記の通りです。

- ① 年間収入が単身世帯で150万円（世帯員1人増えるごとに50万円加算）以下
- ② 預貯金等が単身世帯で350万円（世帯員1人増えるごとに100万円加算）以下
- ③ 日常生活に供する資産以外に活用出来る資産がないこと
- ④ 負担能力のある親族などに扶養されていないこと
- ⑤ 介護保険料を滞納していないこと
- ⑥ 生活保護受給者でないこと
- ⑦ 旧措置入所者として実質的に負担軽減を受けている者でないこと

以上の要件を全て満たす方であって市民税世帯非課税者のうち、その方の収入・世帯状況・利用料負担を総合的に勘案し、特に生計困難と市町村が認めた方とします。

(2) 減額割合及び対象費用については、介護費・食費・居住費から25%（日常生活費は含まれない）を減額します。但し、利用者負担第1段階の方の減額割合は、介護費・食費・居住費は50%とします。減額対象者に対しては、懇切、丁寧にその内容等について説明するものとします。

18. その他

入所申込者又はその家族あるいは入所中の者が、次のいずれかに該当する場合は、管轄する市区町村へ通知します。

- (1) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとした場合
- (2) 介護等のサービスにより入所者に事故が発生した場合
- (3) 正当な理由なしに指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められる場合

別表 1

(令和 6 年 9 月 1 日現在)

介護老人福祉施設市原寮 施設サービス利用料

① 介護サービス利用料（1 割負担）

要介護状態区分		利用者負担額（10%）
要介護 1		30 日間 18,466 円
要介護 2		30 日間 20,660 円
要介護 3		30 日間 22,949 円
要介護 4		30 日間 25,143 円
要介護 5		30 日間 27,306 円
加算項目		
初期加算	入所日より 30 日限度、又 30 日を超える病院、診療所への入院後に再入所した場合も同様	1 日につき 32 円
外泊時の算定	入院日翌日から、又は外泊 2 日目から月に 6 日を限度として算定、月をまたぐ場合は最大 12 日まで算定	1 日につき 257 円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所日より 7 日を限度として算定	1 日につき 209 円
日常生活継続支援加算		1 日につき 38 円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）		1 日につき 14 円
栄養マネジメント強化加算		1 日につき 12 円
療養食加算		1 食につき 7 円
経口移行加算		1 日につき 30 円
経口維持加算（Ⅰ）		30 日につき 418 円
経口維持加算（Ⅱ）		30 日につき 105 円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		30 日につき 94 円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		30 日につき 115 円
若年性認知症入所者受入加算		1 日につき 126 円
退所時前訪問相談援助加算	入所中 1 回を限度として算定	1 回につき 481 円
退所時後訪問相談援助加算	退所後 1 回を限度として算定	1 回につき 481 円
退所時相談援助加算	退所後 1 回を限度として算定	1 回につき 418 円
退所前連携加算	退所後 1 回を限度として算定	1 回につき 523 円
退所時情報提供加算	退所後 1 回を限度として算定	1 回につき 262 円
退所時栄養情報連携加算		1 回につき 74 円
在宅復帰支援機能加算		1 日につき 11 円
看護体制加算（Ⅰ）		1 日につき 5 円

看取り介護加算（Ⅰ）	死亡前４５日を限度として、 死亡月に算定	・死亡日以前４５日前～３１日前 １，１２９円 ・死亡日以前４～３０日 ４，０６３円 ・死亡日の前日，前々日 １，４２２円 ・死亡日 １，３３８円
精神科医による療養指導		１日につき ６円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		１日につき ４円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		１日につき １４円
排せつ支援加算（Ⅰ）		３０日につき １１円
排せつ支援加算（Ⅱ）		３０日につき １７円
排せつ支援加算（Ⅲ）		３０日につき ２１円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		３０日につき １０５円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		３０日につき ２０９円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		３０日につき ４２円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		３０日につき ５３円
ADL維持加算（Ⅰ）		３０日につき ３２円
ADL維持加算（Ⅱ）		３０日につき ６３円
自立支援促進加算		３０日につき ３１４円
安全対策体制加算		１回につき ２１円
個別機能訓練加算（Ⅰ）		１日につき １３円
振興感染症等施設療養費	月に１回を連続する５日間を 限度として算定	１日につき ２５１円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		３０日につき １１円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費に各種加算を加えた総単位数に１４．０％を乗じた単位数	左記金額の１割／月

② 食費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	300円／日	30日間 9,000円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円以下の者等	390円／日	30日間 11,700円
【第3段階①】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円超120万円以下の者等	650円／日	30日間 19,500円
【第3段階②】 市民税世帯非課税であり利用者負担第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない者等	1,360円／日	30日間 40,800円
【第4段階】 上記に該当されない者	1,500円／日	30日間 45,000円

③ 居住費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	0円／日	30日間 0円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円以下の者等	430円／日	30日間 12,900円
【第3段階①】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円超120万円以下の者等	430円／日	30日間 12,900円
【第3段階②】 市民税世帯非課税であり利用者負担第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない者等	430円／日	30日間 12,900円
【第4段階】 上記に該当されない者	990円／日	30日間 29,700円

④ その他

間食の費用	食事サービス以外のおやつ代	1日につき100円～500円程度
栄養強化食品	食事で摂りきれない栄養を補給出来る食品	実費
理美容料金	業者による散髪、カットなど	実費
クリーニング代	業者によるクリーニング	実費
金品管理料金	施設で金品～有価証券、預金通帳とその印鑑等～を管理する場合	月額 1,000円
電気器具利用料金	個人の希望で電気器具を利用した場合	2機種まで 1日 50円 (1機種増える毎に50円)
クラブ費	各クラブ	実費
喫茶利用料	甘党喫茶 辛党喫茶 その他	1回 50円～500円 1回 50円～500円 1品 100円～500円

アロマテラピー		1回	1,000円
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を業者に依頼したとき	1回	5,000円
その他利用者の個人的な買物・レクレーション行事参加費等	衣類、日用雑貨、レクレーション行事参加費等	実費	

介護老人福祉施設市原寮 施設サービス利用料

① 介護サービス利用料（2割負担）

要介護状態区分		利用者負担額（20%）
要介護 1		30日間 36,931円
要介護 2		30日間 41,320円
要介護 3		30日間 45,897円
要介護 4		30日間 50,286円
要介護 5		30日間 54,612円
加算項目		
初期加算	入所日より30日限度、又30日を超える病院、診療所への入院後に再入所した場合も同様	1日につき 63円
外泊時の算定	入院日翌日から、又は外泊2日目から月に6日を限度として算定、月をまたぐ場合は最大12日まで算定	1日につき 514円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所日より7日を限度として算定	1日につき 418円
日常生活継続支援加算		1日につき 76円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）		1日につき 27円
栄養マネジメント強化加算		1日につき 23円
療養食加算		1食につき 13円
経口移行加算		1日につき 59円
経口維持加算（Ⅰ）		30日につき 836円
経口維持加算（Ⅱ）		30日につき 209円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		30日につき 188円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		30日につき 230円
若年性認知症入所者受入加算		1日につき 251円
退所時前訪問相談援助加算	入所中1回を限度として算定	1回につき 962円
退所時後訪問相談援助加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 962円
退所時相談援助加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 836円
退所前連携加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 1,045円
退所時情報提供加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 523円
退所時栄養情報連携加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 147円
在宅復帰支援機能加算		1日につき 21円
看護体制加算（Ⅰ）		1日につき 9円

看取り介護加算（Ⅰ）	死亡前４５日を限度として、 死亡月に算定	・死亡日以前４５日前～３１日前 ２，２５８円 ・死亡日以前４～３０日 ８，１２６円 ・死亡日の前日，前々日 ２，８４３円 ・死亡日 ２，６７６円
精神科医による療養指導		１日につき １１円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		３０日につき ７円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		３０日につき ２７円
排せつ支援加算（Ⅰ）		３０日につき １１円
排せつ支援加算（Ⅱ）		３０日につき ２１円
排せつ支援加算（Ⅲ）		３０日につき ４２円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		３０日につき ２０９円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		３０日につき ４１８円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		３０日につき ８４円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		３０日につき １０５円
ADL維持加算（Ⅰ）		３０日につき ６３円
ADL維持加算（Ⅱ）		３０日につき １２６円
自立支援促進加算		３０日につき ６２７円
安全対策体制加算		１回につき ４２円
個別機能訓練加算（Ⅰ）		１日につき ２５円
振興感染症等施設療養費	月に１回を連続とする５日間 を限度として算定	１日につき ５０２円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		３０日につき ２１円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費に各種加算を加えた総単位数に１４．０％を乗じた単位数	左記金額の２割／月

② 食費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	300円／日	30日間 9,000円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円以下の者等	390円／日	30日間 11,700円
【第3段階①】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円超120万円以下の者等	650円／日	30日間 19,500円
【第3段階②】 市民税世帯非課税であり利用者負担第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない者等	1,360円／日	30日間 40,800円
【第4段階】 上記に該当されない者	1,500円／日	30日間 45,000円

③ 居住費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	0円／日	30日間 0円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円以下の者等	430円／日	30日間 12,900円
【第3段階①】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円超120万円以下の者等	430円／日	30日間 12,900円
【第3段階②】 市民税世帯非課税であり利用者負担第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない者等	430円／日	30日間 12,900円
【第4段階】 上記に該当されない者	990円／日	30日間 29,700円

④ その他

間食の費用	食事サービス以外のおやつ代	1日につき100円～500円程度
栄養強化食品	食事で摂りきれない栄養を補給出来る食品	実費
理美容料金	業者による散髪、カットなど	実費
クリーニング代	業者によるクリーニング	実費
金品管理料金	施設で金品～有価証券、預金通帳とその印鑑等～を管理する場合	月額 1,000円
電気器具利用料金	個人の希望で電気器具を利用した場合	2機種まで 1日 50円 (1機種増える毎に50円)
クラブ費	各クラブ	実費
喫茶利用料	甘党喫茶 辛党喫茶 その他	1回 50円～500円 1回 50円～500円 1品 100円～500円

アロマテラピー		1回	1,000円
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を業者に依頼したとき	1回	5,000円
その他利用者の個人的な買物・レクレーション行事参加費等	衣類、日用雑貨、レクレーション行事参加費等	実費	

介護老人福祉施設市原寮 施設サービス利用料

② 介護サービス利用料（3割負担）

要介護状態区分		利用者負担額（30%）
要介護 1		30日間 55,396円
要介護 2		30日間 61,979円
要介護 3		30日間 68,845円
要介護 4		30日間 75,429円
要介護 5		30日間 81,918円
加算項目		
初期加算	入所日より30日限度、又30日を超える病院、診療所への入院後に再入所した場合も同様	1日につき 93円
外泊時の算定	入院日翌日から、又は外泊2日目から月に6日を限度として算定、月をまたぐ場合は最大12日まで算定	1日につき 771円
認知症行動・心理症状緊急対応加算	入所日より7日を限度として算定	1日につき 627円
日常生活継続支援加算		1日につき 113円
夜勤職員配置加算（Ⅰ）		1日につき 41円
栄養マネジメント強化加算		1日につき 35円
療養食加算		1食につき 19円
経口移行加算		1日につき 88円
経口維持加算（Ⅰ）		30日につき 1,254円
経口維持加算（Ⅱ）		30日につき 314円
口腔衛生管理加算（Ⅰ）		30日につき 283円
口腔衛生管理加算（Ⅱ）		30日につき 345円
若年性認知症入所者受入加算		1日につき 377円
退所時前訪問相談援助加算	入所中1回を限度として算定	1回につき 1,443円
退所時後訪問相談援助加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 1,443円
退所時相談援助加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 1,254円
退所前連携加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 1,568円
退所時情報提供加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 784円
退所時栄養情報連携加算	退所後1回を限度として算定	1回につき 220円
在宅復帰支援機能加算		1日につき 32円
看護体制加算（Ⅰ）		1日につき 13円

看取り介護加算（Ⅰ）	死亡前４５日を限度として、 死亡月に算定	死亡日以前 45～31 日 3, 3 8 6 円 ・ 死亡日以前 4～30 日 1 2, 1 8 9 円 ・ 死亡日の前日, 前々日 4, 2 6 4 円 ・ 死亡日 4, 0 1 3 円
精神科医による療養指導		1 日 に つき 1 6 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）		3 0 日につき 1 0 円
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）		3 0 日につき 4 1 円
排せつ支援加算（Ⅰ）		3 0 日につき 3 2 円
排せつ支援加算（Ⅱ）		3 0 日につき 4 7 円
排せつ支援加算（Ⅲ）		3 0 日につき 6 3 円
生活機能向上連携加算（Ⅰ）		3 0 日につき 3 1 4 円
生活機能向上連携加算（Ⅱ）		3 0 日につき 6 2 7 円
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）		3 0 日につき 1 2 6 円
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）		3 0 日につき 1 5 7 円
ADL 維持加算（Ⅰ）		3 0 日につき 9 4 円
ADL 維持加算（Ⅱ）		3 0 日につき 1 8 9 円
自立支援促進加算		3 0 日につき 9 4 1 円
安全対策体制加算		1 回につき 6 3 円
個別機能訓練加算（Ⅰ）		1 日 に つき 3 8 円
振興感染症等施設療養費	月に 1 回を連続する 5 日間を 限度として算定	1 日 に つき 7 5 3 円
生産性向上推進体制加算（Ⅱ）		3 0 日 に つき 3 2 円
介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）	サービス費に各種加算を加えた総単位数に 1 4. 0 % を乗じた単位数	左記金額の 3 割／月

② 食費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	300円／日	30日間 9,000円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円以下の者等	390円／日	30日間 11,700円
【第3段階①】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円超120万円以下の者等	650円／日	30日間 19,500円
【第3段階②】 市民税世帯非課税であり利用者負担第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない者等	1,360円／日	30日間 40,800円
【第4段階】 上記に該当されない者	1,500円／日	30日間 45,000円

③ 居住費

利用者負担段階		利用者負担額
【第1段階】 市民税世帯非課税であり老人福祉年金受給者や生活保護受給者等	0円／日	30日間 0円
【第2段階】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円以下の者等	430円／日	30日間 12,900円
【第3段階①】 市民税世帯非課税であり合計所得金額と年金収入額が合計で80万円超120万円以下の者等	430円／日	30日間 12,900円
【第3段階②】 市民税世帯非課税であり利用者負担第1段階、第2段階及び第3段階①に該当されない者等	430円／日	30日間 12,900円
【第4段階】 上記に該当されない者	990円／日	30日間 29,700円

④ その他

間食の費用	食事サービス以外のおやつ代	1日につき100円～500円程度
栄養強化食品	食事で摂りきれない栄養を補給出来る食品	実費
理美容料金	業者による散髪、カットなど	実費
クリーニング代	業者によるクリーニング	実費
金品管理料金	施設で金品～有価証券、預金通帳とその印鑑等～を管理する場合	月額 1,000円
電気器具利用料金	個人の希望で電気器具を利用した場合	2機種まで 1日 50円 (1機種増える毎に50円)
クラブ費	各クラブ	実費
喫茶利用料	甘党喫茶 辛党喫茶 その他	1回 50円～500円 1回 50円～500円 1品 100円～500円

アロマテラピー		1回	1,000円
預かり品処分料	個人的な荷物の処分を業者に依頼したとき	1回	5,000円
その他利用者の個人的な買物・レクレーション行事参加費等	衣類、日用雑貨、レクレーション行事参加費等	実費	

介護老人福祉施設市原寮 重要事項説明書の同意書

介護老人福祉施設の入所にあたり、利用者に対して、契約書及び重要事項説明書について説明しました。

説明年月日 令和 年 月 日

説明者氏名 社会福祉法人市原寮
介護老人福祉施設市原寮

相談員 印

私は、契約書及び重要事項説明書について説明を受け、その内容を了承します。また利用料等の費用の支払い、並びに、サービス担当者会議及び介護保険事務等において利用者及び家族の情報を開示することについて同意します。

利用者本人

住所

氏名 _____ 印 _____

代理人

住所

続柄 () 氏名 印

利用者家族

住所_____

続柄()氏名 印

「重要事項説明書の同意書」に双方が署名・捺印し、各自が「重要事項説明書の同意書」を保持します。